

令和 7 年 6 月 27 日
兵庫県土木部契約管理課長

土木部等における電子契約の本格運用の開始について

兵庫県では令和 6 年 8 月から電子契約サービスを導入し、契約事務のデジタル化を推進しているところですが、土木部等における建設工事等（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等）の契約手続きについても、下記の通り電子契約の本格運用を開始します。

※土木部等とは土木部、農林水産部、環境部、まちづくり部、企業庁及び各部局の地方機関、県民局等の事務所等（土木事務所、農林振興事務所等）を指します。

記

1 電子契約について

下記ホームページ内に掲載されている、電子契約サービスの操作方法等を説明した動画及び各種マニュアル等をご参照ください。

兵庫県ホームページ「電子契約の導入について」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk51/dennsshikeiyaku.html>

2 対象

令和 7 年 7 月 1 日以降に入札公告・指名通知を行う案件のうち、入札公告等に「電子契約が選択可能」と記載されているもの。

電子契約を希望する場合は、契約案件ごとに「電子契約利用同意書」を作成の上、契約担当者あて提出ください。

なお、従前通り、紙の契約手続きによることも可能です。